

# 令和4年4月以降の年金制度の 主な改正について

令和2年6月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律に基づく、年金制度の主な改正内容をお知らせします。

## ① 在職中の年金受給の在り方の見直し

### (1) 在職老齢年金制度の見直し

65歳前から支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大し、支給停止の基準額（賃金と年金の合計額）を、現行の「28万円」から「47万円」に引き上げます。

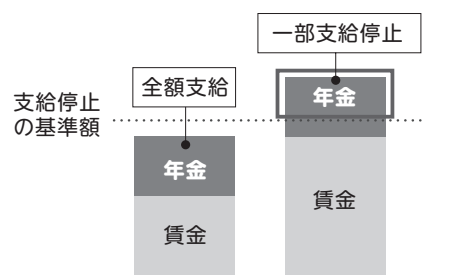
#### ● 在職老齢年金制度のしくみ

厚生年金の被保険者が賃金と年金の合計額が下記の支給停止の基準額を超える場合に、年金の一部または全部の支給が停止されます。

令和4年3月31日まで	
65歳未満	65歳以上
支給停止の基準額 28万円	支給停止の基準額 47万円

↓

令和4年4月1日から	
65歳未満	65歳以上
支給停止の基準額 47万円	



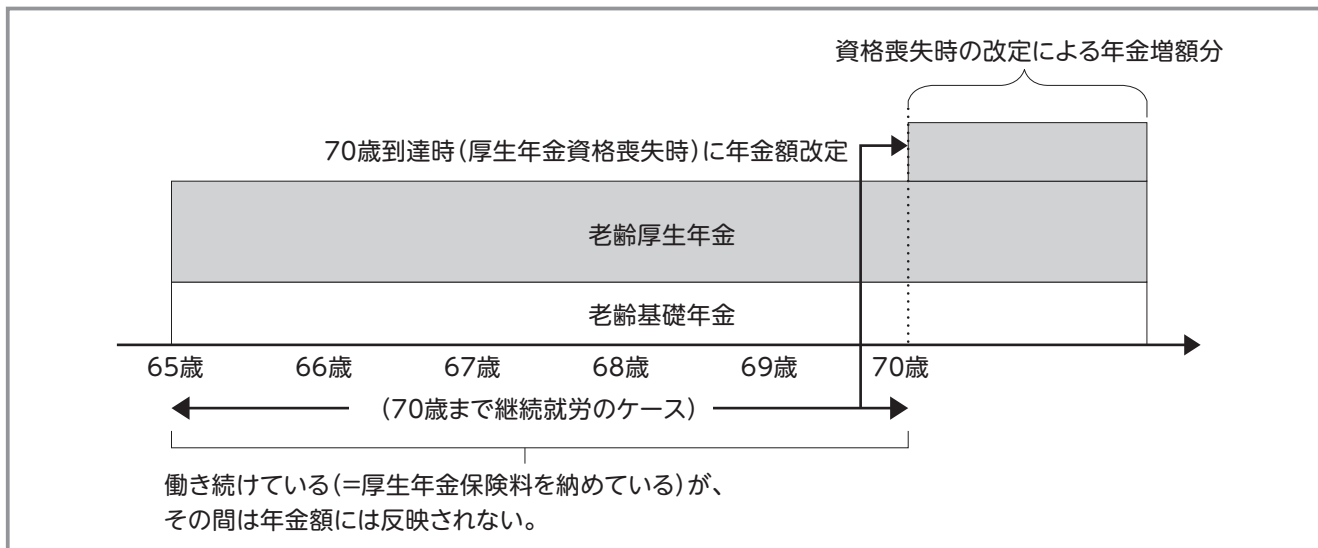
※支給停止の基準額は法令に基づき改定される場合があります。

※支給停止額の計算方法の詳細については、令和3年12月号の『共済だより』をご覧ください。

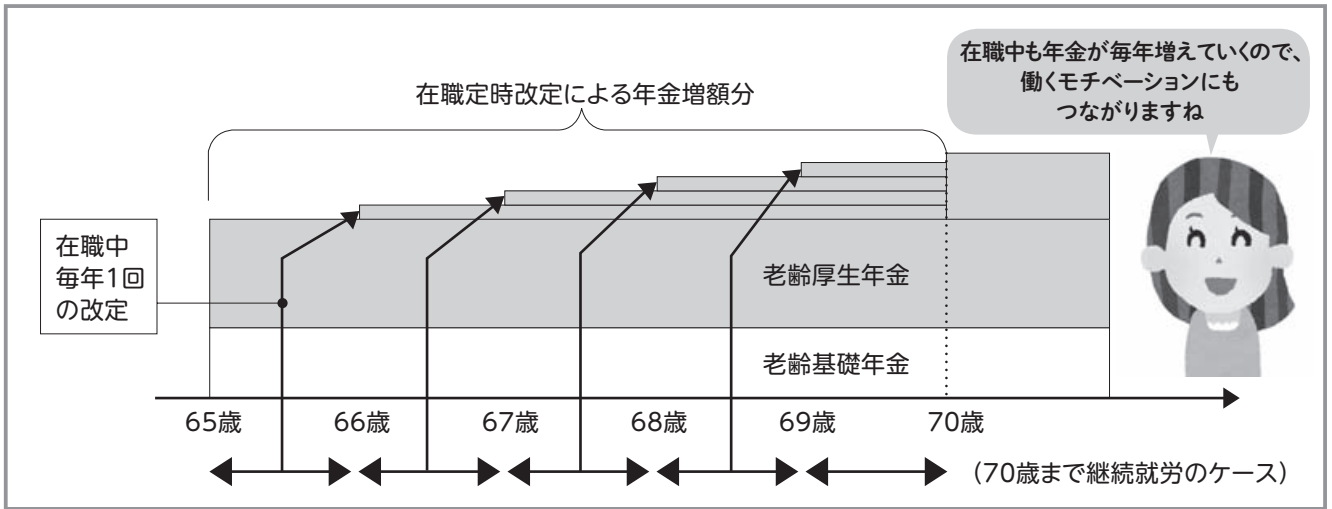
### (2) 在職定時改定の導入

在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年1回、10月分から改定します。

#### ● 現行のイメージ



●見直し後の在職定時改定のイメージ



## ② 受給開始時期の選択肢の拡大

### (1) 繰上げ受給の減額率の見直し

年金の支給開始年齢よりも前に繰上げ請求をした場合、令和4年4月1日以降に60歳に到達される方(昭和37年4月2日以降生まれ)の減額率は、ひと月あたり0.4%となります。

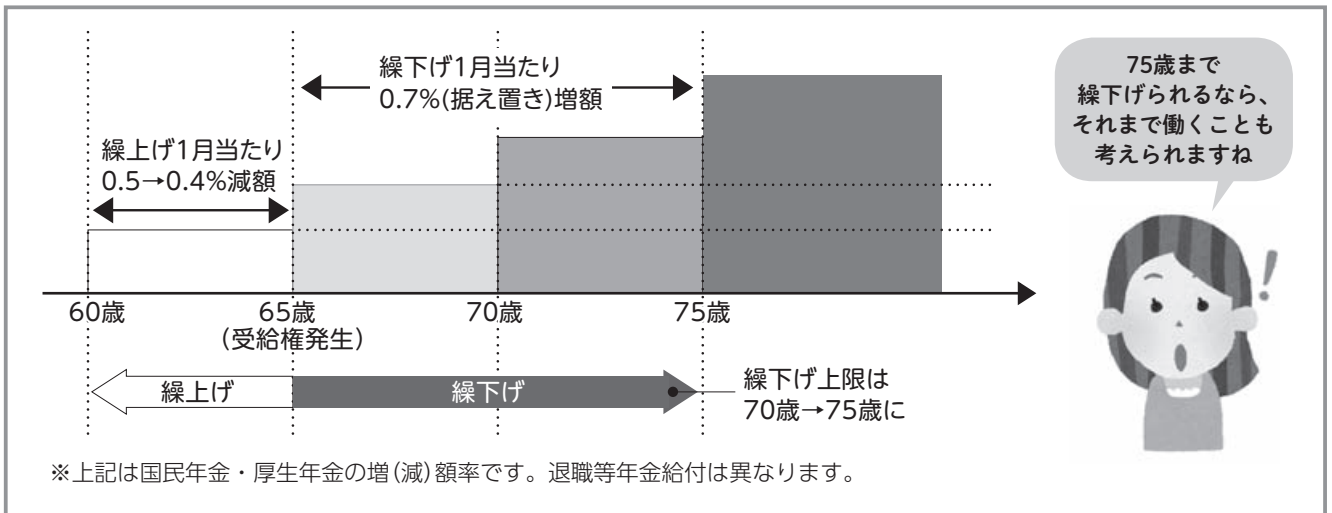
※昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は、現行と同様、ひと月あたり0.5%となりますのでご注意ください。

### (2) 繰下げ受給の上限年齢の見直し

65歳からの本来支給の年金の請求を行わず、66歳以降に繰下げ請求を行う場合、現行の繰下げ年齢の上限である「70歳まで」が見直され、「75歳まで」繰下げできるようになります。

※令和4年4月1日以降に70歳に到達される方が対象となります。

●昭和37年4月2日以降生まれの一般組合員の方のイメージ



※年金の繰上げ請求と繰下げ請求の詳細については、令和3年3月号の『共済だより』をご覧ください。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307